

令和4年1月18日

第110回 神戸市個人情報保護審議会

令和3年度

子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施に
伴う児童手当データ等の利用について

(こども家庭局)

神こ家第 5329 号
令和 4 年 1 月 18 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜博



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

令和 3 年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
児童手当・児童扶養手当・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金のデータの利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局家庭支援課

令和3年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
児童手当・児童扶養手当・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金のデータの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【児童手当情報】

○受給者に関する情報

福祉個人番号、住基個人番号、氏名、生年月日、住所、郵便番号、同居別居
要配慮適否、開始年月、終了年月

○対象児童に関する情報

福祉個人番号、住基個人番号、氏名、生年月日、住所、郵便番号
要配慮適否、開始年月、終了年月

○算定児童（児童手当の受給者が養育する高校生相当年齢の児童）に関する情報

福祉個人番号、住基個人番号、氏名、生年月日、住所、郵便番号
要配慮適否、開始年月、終了年月

○振込口座情報

金融機関名称、支店名称、口座種別、口座番号、口座名義人

【児童扶養手当情報】

○受給者に関する情報

福祉個人番号、住基個人番号、氏名、生年月日、住所、郵便番号

○対象児童に関する情報

福祉個人番号、住基個人番号、氏名、生年月日、住所、郵便番号、同居別居
要配慮適否、開始年月、終了年月

○振込口座情報

金融機関名称、支店名称、口座種別、口座番号、口座名義人

【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金情報】

○受給者に関する情報

住基個人番号、氏名、生年月日、住所

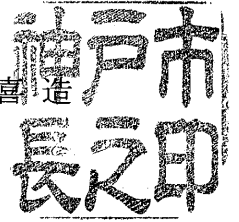
○振込口座情報

金融機関名称、支店名称、口座種別、口座番号、口座名義人

神行住第2045号
令和4年1月14日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

令和3年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局住民課

令和3年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

住民票コード

氏名

通称名

生年月日

性別

住所

郵便番号

送付先宛名

住民日

住民でなくなった年月日

最新の住民状態

世帯番号

続柄

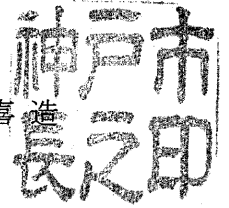
筆頭者

配偶者住基個人番号

神行税市第5775号
令和4年1月18日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

令和3年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
市民税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局税務部市民税課

令和3年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
市民税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【市民税情報】

住基個人番号

各種所得額

各種所得控除額

扶養親族数

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施について

1. 趣旨・概要

国の令和3年11月19日の閣議決定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯（児童手当の所得制限限度額以上の世帯を除く）を支援するため、児童1人につき10万円の現金給付を実施する。

2. 事業概要

(1) 対象者

次の要件をいずれも満たす方

- ア. 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する
（養育の基準日：高校生相当年齢の児童は令和3年9月30日、中学生以下令和3年8月まで生まれの児童は令和3年8月31日、令和3年9月生まれの児童は令和3年9月30日、令和3年10月から令和4年3月生まれの児童は当該児童に係る児童手当の認定日）
- イ. 令和3年度（令和2年分）の所得が児童手当の特例給付（児童1人あたり月額5千円）受給水準未満

(2) 支給額

児童1人あたり一律10万円

(3) 申請手続

ア. 申請不要な方

- (ア) 令和3年9月分（基準日：令和3年8月31日）の児童手当の受給者（公務員を除く）
- (イ) 令和3年9月生まれの児童に係る令和3年10月分（基準日：令和3年9月30日）の児童手当の受給者（公務員を除く）
- (ウ) 令和3年10月分（基準日：令和3年9月30日）の高校生相当年齢の児童扶養手当の受給者
- (エ) 令和3年10月から令和4年3月までに生まれた新生児の養育者（公務員を除く）

- (ア)～(ウ) 令和3年12月27日に支給 対象世帯数 約9万8千世帯
(ア)または(イ)に該当する場合で高校生相当年齢の児童も養育している場合は、その高校生相当年齢の児童分もあわせて支給する。
- (エ) 令和4年1～4月に順次支給 対象世帯数 約3千世帯

イ. 申請が必要な方

ア. 以外の方（高校生のみの養育者、公務員）

3. 事務の流れ

- ① 福祉情報システムから、令和3年9月分・10月分の児童手当受給者情報、令和3年10月分の児童扶養手当受給者情報を抽出し、申請不要で給付金を支給する対象者のデータを作成する。
- ② 印刷業者で支給対象者の宛名を印字し、支給対象者に支給案内書を送付する。
- ③ 金融機関に支給対象者への支払データを電送し、給付金を支給する。
- ④ 住民課で、令和3年9月30日時点の全住民のデータを抽出する。また、各児童が所属する世帯員の続柄から、各児童の父母を可能な限り特定する。
- ⑤ 福祉情報システム内の市民税データを用いて、2.(1)イ.の所得要件を満たすか否かを判定する。
- ⑥ ⑤のデータを審査委託先業者に提供する。
- ⑦ ③で支給した対象児童を除外し、残った世帯について次のとおり区分する。
 - ア. 父母のいずれかが所得要件を満たす場合は、所得の高い方を申請者として、申請書にプレ印字する。
 - イ. いずれかが所得要件を満たさない場合は、申請書送付対象から除外する。
 - ウ. 市外課税によりいずれかが所得不明の場合は、その父母のいずれかが「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の受給者であれば、その者を申請者として、申請書にプレ印字する。
 - エ. 以上いずれにも該当しない世帯は、申請書をプレ印字しない。上記ア.～エ.のいずれの場合も、児童名をプレ印字する。

また、プレ印字した申請者が令和3年3月時点で児童手当の振込用口座を持っていれば、それを当給付金の振込用口座としてプレ印字する。「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の受給者についても、その振込用口座を、当給付金の振込用口座としてプレ印字する。
- ⑧ ⑦ア.ウ.についてはプレ印字した申請者宛てに、エ.については世帯主宛てに、申請書を送付する。
- ⑨ 申請者が申請書を審査受託業者に郵送、または申請書に印刷された2次元バーコードを用いてe-KOBEシステム経由で審査委託先業者に電子申請する。
- ⑩ 申請者が⑦の段階であらかじめ支給要件を満たすことが確認できている場合は、改めての審査は必要ではない。それ以外の場合は、⑥のデータを用いて、申請者とその配偶者について所得要件を満たすかどうかを審査する。
- ⑪ 申請者のデータを神戸市に送付し、支給決定する。
- ⑫ 金融機関に支給対象者への支払データを電送し、給付金を支給する。

4. 効果

- (1) 児童手当の算定児童情報・児童扶養手当情報を用いることにより、国においては申請により支給することと想定している高校生相当年齢児童についても、申請不要で支給できる。
- (2) あらかじめ所得判定を可能な限り行い、明らかに対象外と判断される方以外に申請書を送付することにより、不要な申請行為を低減させ、審査が効率化され、正確・迅速な支給に資する。
- (3) 申請者・振込先口座情報を可能な限りプレ印字することにより、申請者が申請書に必要な事項を記入する手間を省き、審査も効率化され、正確・迅速な支給に資する。

5. 実施計画（予定）

令和3年12月27日 申請不要な方へ支給

令和4年1月中旬以降 申請書送付、受付開始、審査が済んだものから順次支給
4月 申請締切

6. 処理件数

支給対象者数 約13万7千人

7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ア. PC統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行うとともに、操作の状況を記録する。
- イ. コンピューターウイルス対策ソフトウェアが導入されたPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

- ア. データの提供は、パスワードを設定した上で全庁ファイルサーバーのデータ交換用フォルダを利用する。受領後は同フォルダ上から直ちに消去し、担当課用フォルダに保存・管理し、閲覧できる職員を限定する。
- イ. 帳票を紙で保存する場合は、施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- ウ. 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

業務の外部委託にあたっては、情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款及び情報処理業務等の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、個人情報の保護について厳格に管理する。

委託先に対してデータを提供する際は、情報管理者の許可を得たうえで、パスワードによる情報漏えい対策を施したうえで、電子メールにより送信、または電子記録媒体（USBメモリ）に保存しレターパックプラスで郵送もしくは直接手渡しする。

委託先に提供したデータは、事業終了後、電子記録媒体を返却させるとともに、速やかにデータシュレッダー処理などの方法で、記録されたデータの内容を復元できない状態にして廃棄することを義務付ける。

■令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業

【神戸市】

別図

